

前橋市こども基本条例の素案に関する パブリックコメント（意見募集）について

本市では、「こどもの笑顔があふれるまち前橋」の実現を目指し、前橋市こども基本条例の制定に向けて取り組んでいます。

この条例は、こどもが安心して健やかに成長することができるよう、こどもの権利をしっかりと守るまちづくりを進めるための基盤となるものです。

この条例の素案について、市民の皆さまの意見を反映させるために、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

募集期間	令和7年7月15日（火）から令和7年8月29日（金）まで
資料の 公表方法	市のホームページのほか、下記の場所で資料を閲覧できます。 ・前橋市保健センター（2階こども政策課） ・市庁舎（2階情報公開コーナー） ・各支所、市民サービスセンター、公民館、コミュニティセンター
意見の 提出方法	1 電子申請 下記のいずれかからアクセスしてください。 ・<u>18歳未満の方</u> →  https://logoform.jp/f/TXEuT ・<u>18歳以上の方</u> →  https://logoform.jp/f/opRvr 2 郵送 〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号 前橋市保健センター2階 こども政策課 宛 3 FAX 027-243-6474 4 メール kodomoseisaku@city.maebashi.gunma.jp 5 持参 上記の資料を閲覧できる場所に直接ご提出ください。
その他	■意見を提出できる方は、次のとおりです。 ・本市に住所又は勤務先がある人 ・本市の学校に在学する人 ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの 例：本市で社会的活動（ボランティアやNPO等）や経済的活動（事業等）を営んでいる個人や法人その他団体など ■提出の際は、住所・氏名等を必ず記入してください。（住所・氏名等は公表しません。） 住所・氏名等の記入がない意見書、要件に該当しない方からの意見書については、参考意見（市が考え方をまとめない意見）とさせていただきます。 ■ご意見は、市の考え方を整理して「資料の公表方法」に記載の場所等で公表しますが、個別には回答いたしかねますので、ご了承願います。
問い合わせ先	前橋市こども未来部こども政策課 電話 027-212-0883